

令和 7 年 度

八代市議会建設環境委員会記録

審 査 ・ 調 査 案 件

- 1. 6月定例会付託案件 1
 - 1. 所管事務調査 17
-

令和 7 年 6 月 1 8 日（水曜日）

建設環境委員会会議録

令和7年6月18日 水曜日

午前10時00分開議

午前11時37分閉議（実時間68分）

○本日の会議に付した案件

1. 議案第42号・令和7年度八代市一般会計補正予算・第2号（関係分）
1. 議案第53号・市道路線の認定について
1. 議案第51号・専決処分の報告及びその承認について（令和7年度八代市下水道事業会計補正予算・第1号）
1. 議案第46号・専決処分の報告及びその承認について（令和6年度八代市下水道事業会計補正予算・第3号）
1. 議案第60号・八代市下水道条例等の一部改正について
1. 陳情第4号・有料ごみ袋の価格引き下げについて
1. 所管事務調査
 - ・都市計画・建設工事に関する諸問題の調査
 - ・生活環境に関する諸問題の調査

○本日の会議に出席した者

委員長	橋本幸一君
副委員長	友枝和也君
委員	田方芳信君
委員	橋本貴喜君
委員	堀徹男君
委員	山本幸廣君

※欠席委員 君

○委員外議員出席者中発言の許可を得た者

君

○説明員等委員（議）員外出席者

建設部長	涌田直美君
建設部次長	蓑田正樹君
土木課長	高田裕樹君
理事兼下水道建設課長	一美晋策君
下水道総務課長	山本康博君
下水道総務課主幹兼経営係長	中尾賢太君

市民環境部

循環社会推進課長 古田和弘君

○記録担当書記

栗山大次郎君

（午前10時00分 開会）

○委員長（橋本幸一君） 皆さん、おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）それでは定刻となり、定足数に達しましたので、ただいまから建設環境委員会を開会いたします。

本日の委員会に付します案件は、さきに配付してあります付託表のとおりであります。

なお、令和2年7月豪雨並びに企業誘致用地及び新八代駅周辺整備に関する予算、事件、条例案等につきましては、特別委員会に付託となりますので、御承知おきます。

◎議案第42号・令和7年度八代市一般会計補正予算・第2号（関係分）

○委員長（橋本幸一君） 最初に、予算議案の審査に入ります。

議案第42号・令和7年度八代市一般会計補正予算・第2号中、当委員会関係分を議題とし、歳出の第7款・土木費について、建設部から説明願います。

○建設部長（涌田直美君） 皆様、おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）建設部長の涌田でございます。

本委員会に付託されました議案のうち、議案第42号・令和7年度八代市一般会計補正予

算・第2号中、建設部所管分につきまして、蓑田建設部次長が説明いたしますので、よろしくお願ひいたします。

○建設部次長（蓑田正樹君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）建設部の蓑田でございます。よろしくお願ひいたします。

着座にて説明いたします。

○委員長（橋本幸一君） どうぞ。

○建設部次長（蓑田正樹君） それでは、議案第42号・令和7年度八代市一般会計補正予算書・第2号をお願ひいたします。

14ページをお開きいただき、中段の表を御覧ください。

款7・土木費、項2・道路橋梁費、目2・道路維持費は補正額2245万円を増額補正し、7億3062万1000円としております。

財源の内訳につきましては、国庫支出金が1122万5000円、地方債が1120万円で、補正額の内訳は、節14・工事請負費でございます。

別冊の委員会資料、議案第42号・建設部所管分の3ページを御覧ください。

道路維持事業は、市道の円滑で安全な交通機能を確保するため、舗装補修やのり面対策などの工事を行っています。

本年度は、黒字で示す7路線について補修工事を実施することとしておりましたが、今回、防災・安全交付金などの国の内示額が、当初予定よりも増額されたため、緊急性などを考慮し、赤字で示す内容について、工事に要する経費を補正するものでございます。

以上、議案第42号・令和7年度八代市一般会計補正予算・第2号のうち、本委員会に付託されました建設部所管分についての説明を終わります。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○委員長（橋本幸一君） それでは、以上の部

分について質疑を行います。

質疑ありませんか。

○委員（堀 徹男君） 参考までに聞かせください。

工事の箇所が、山間部に多いかなというふうに見えるんですけど、災害のあって、急いでやってくださいって、陳情とかお願ひが出てた部分かなと思うんですけど、そうなのかなというのとですね、防災・安全交付金と道整備交付金の、その割合というのをちょっと教えてもらえれば。

○土木課長（高田裕樹君） 土木課の高田です。よろしくお願ひいたします。

委員御質問の、まず要望箇所関係で、防災の対策を箇所としてあるかという質問ですけども、一応基本的には、地元要望を含めたところで安全対策の事業として進めております。

もう一つが、防災・安全交付金と道整備交付金の割合ということなんですけども、こちらの図の中の、坂本地区の合志野・中鶴線ですね、こちらが防災・安全交付金でございまして、ほかの路線については道整備交付金となっております。

以上でございます。

○委員（堀 徹男君） 分かりました。

○委員長（橋本幸一君） ほかにありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） ないようでしたら、以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） なければ、これより採決いたします。

議案第42号・令和7年度八代市一般会計補正予算・第2号中、当委員会関係分については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（橋本幸一君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

執行部入れ替わりのため、小会いたします。

（午前１０時０５分 小会）

（午前１０時０６分 本会）

◎議案第５３号・市道路線の認定について

○委員長（橋本幸一君） 本会に戻します。

次に、事件議案の審査に入ります。

まず、議案第５３号・市道路線の認定についてを議題とし、説明を求めます。

○土木課長（高田裕樹君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）土木課の高田でございます。

議案第５３号・市道路線の認定についてを説明いたします。

着座にて説明させていただいてよろしいでしょうか。

○委員長（橋本幸一君） どうぞ。

○土木課長（高田裕樹君） それでは、議案書によって説明をさせていただきます。

まず、議案書の８３ページをお開きください。

今回、認定をお願いする路線は、路線番号２４３７号、蛇籠町２号線でございます。起点と終点につきましては、表にお示ししておりますのでございます。

市道路線の認定につきましては、道路法第８条第２項の規定により、議会の議決を得る必要がありますことから、今回提案させていただいたものでございます。

続きまして、議案書の８４ページに認定路線の位置図を示しておりますので、御確認ください。

この蛇籠町２号線につきましては、これまで国土交通省の堤防管理用道路として利用されておりましたが、近年、沿線住民の生活や公園利用による通行が増加してきたことから、国土交

通省から、市道として管理できないかとの申出を受けて協議をしております。

市道としての管理に向けては、今回、老朽化していた部分の舗装補修も完了し、路面の状態も市道として管理できる良好な状態であると確認したことから、地図に記載している箇所を市道として認定するものでございます。

以上で、議案第５３号・市道路線の認定についての説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（橋本幸一君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（山本幸廣君） 今、延長はどれぐらい。書いてないもんね。

○土木課長（高田裕樹君） 延長のほうはですね、６３３メートルでございます。

○委員長（橋本幸一君） 山本委員、よろしいですか。

○委員（山本幸廣君） ありがとうございます。

○委員長（橋本幸一君） ほかにありませんか。

○委員（堀 徹男君） もう随分前から市道だったんだろうなと思ってたんですけど、市道じゃなかったということで、堤防の管理道路ということで、要は市道にする部分はもうその天端だけですよね、確か。のり面を含めた部分というのは、そのまま国交省の管理になるというふうに以前聞いたかと思うんですけど。

一旦、市道に認定して管理する場合に、そののり面等との管理の絡みですね。なかなか国交省管理の道路というのは簡単に手を出せないという、結構のり面、危なそうだとするところもあるじゃないですか。そこら辺の含みでの協議というのも、十分できていますかね。

○土木課長（高田裕樹君） 今回ですね、一応、位置図のほうで御説明しますと、この赤い

路線が、左側に書いてある川の交流広場というのがございますけども、こちらの、のりの下のほうの道路になりまして、上のほうの前川沿いの道路については、そのまま国土交通省の管理になります。

今回、認定を受けさせていただくのは、のりの下側ですね、堤防の下側の道路のほうになりまして、のり面と、あと上の前川沿いの管理用道路は、引き続き国土交通省の堤防の管理として、そのままさせていただくということで、管理区分を分けております。

○委員（堀 徹男君） 分かりました。

○委員長（橋本幸一君） よろしいですか。

○委員（堀 徹男君） はい。

○委員長（橋本幸一君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） なければ、これより採決いたします。

議案第53号・市道路線の認定については、可決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（橋本幸一君） 挙手全員と認め、本案は可決されました。

執行部入れ替わりのため、小会いたします。

（午前10時10分 小会）

（午前10時11分 本会）

◎議案第51号・専決処分の報告及びその承認について（令和7年度八代市下水道事業会計補正予算・第1号）

○委員長（橋本幸一君） 本会に戻します。

次に、議案第51号・令和7年度八代市下水道事業会計補正予算・第1号に係る専決処分の

報告及びその承認についてを議題とし、説明を求めます。

○理事兼下水道建設課長（一美晋策君） 皆さん、おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）下水道建設課の一美でございます。よろしくお願いいたします。着座にて説明させていただいてよろしいでしょうか。

○委員長（橋本幸一君） どうぞ。

○理事兼下水道建設課長（一美晋策君） 議案書の65ページをお願いいたします。

議案第51号につきましては、令和7年4月28日に専決処分を行いました令和7年度八代市下水道事業会計補正予算・第1号について、報告と承認を求めるものでございます。

それでは、補正予算書の69ページをお願いいたします。

第2条の業務の予定量におきまして、主要な建設改良事業管渠施設整備費で3269万8000円を追加し、補正後の額を11億4220万3000円としております。

次に、第3条の資本的収入及び支出では、当初予算における第4条本文括弧書き中に記載しておりました、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額及びその補填財源につきまして、今回の補正により変更となったものを改めますとともに、資本的収入及び支出額を次のとおり補正するものとしております。

まず、収入では第1款・資本的収入に、企業債で1630万円、補助金で1634万9000円をそれぞれ追加し、補正後の資本的収入の総額を23億8905万5000円としております。

70ページをお願いいたします。

支出につきましては、第1款・資本的支出の建設改良費で、3269万8000円を追加しまして、資本的支出の補正後の総額を33億7230万5000円としております。

なお、補正額の内容につきましては、後ほど

説明させていただきます。

次に、第4条企業債では、資本的収入における企業債の増額に伴い、起債の借入限度額の変更を行っております。

次の71ページから77ページにつきましては、説明を割愛させていただきます。

78ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出の明細でございます。

まず、収入につきましては、款1・資本的収入、項1・企業債、目1・企業債で、1630万円を追加しまして、補正後の額を13億6000万円としております。

次に、項2・補助金、目1・国庫補助金で1634万9000円を追加しまして、補正後の計を5億6883万2000円としております。

支出につきましては、款1・資本的支出、項1・建設改良費、目1・管渠施設整備費で3269万8000円を追加しまして、補正後の計を11億4220万3000円としております。

補正額の内容としましては、下水道管路全国特別重点調査に要する経費としまして、委託料3269万8000円を予定しております。

次の79ページにつきましては、説明を割愛させていただきます。

続きまして、事業の内容についてであります。右肩に、委員会資料、令和7年6月18日建設環境委員会、議案第51号、建設部下水道建設課とあります資料、——よろしいでしょうか、に基づき説明をいたします。

3ページを御覧ください。

まず、概要としまして、令和7年1月28日、埼玉県八潮市で下水道管路が起因と考えられる道路陥没事故が発生しました。国土交通省水管理・国土保全局では、今後、下水道などの劣化の進行が予測される中、同様の事故を未然に防ぎ、国民の安心・安全が得られるよう、全国で大口径かつ古い下水道管路を対象とした調査を行うとともに、調査結果を踏まえ、緊急改築を

実施することとされました。詳細につきましては、5ページの国土交通省事務連絡のとおりであります。

これを受けまして、今回、本市で対象の下水道管路（雨水・汚水）の調査を行うものであります。

次に、専決理由であります。今回の調査対象は、管径2メートル以上かつ整備後30年以上を経過している雨水・汚水管路で、当該管路の延長は約8キロメートルでございます。調査内容としましては、潜行目視やテレビカメラによるもので、その結果が諸条件に該当した場合におきましては、8月までに熊本県への報告を義務づけられておりまして、それ以外の場合は令和7年度中の報告となっております。また、県内5自治体も対象となっておりまして、調査を行う実績のある業者が少なく、他自治体も早期発注を行うことが見込まれますことから、調査の実施業者の確保が急務となっております。

このようなことから、4ページにありますように、令和7年4月7日に熊本県より内示がありましたので、専決をもって業務の早期着手を行うものであります。

実施方法でございますが、本調査に伴う内示額は4ページのとおりでございます。これは、調査委託に要する費用のほか、調査により補修が必要となった際の補修費を含んでいるため、満額での予算措置を依頼しております。なお、補修が必要ない場合については、残額については不用としたいと考えております。

内示額（国費）1634万9000円、要求額（専決）といたしまして3269万8000円、国費率が2分の1でございます。うち委託費1850万円、概算でございます。残額が補修費として1419万8000円となります。

本委員会委員の堀委員の3月定例会の一般質問でも回答いたしました。当該汚水管路については、一度調査を行っており、その際、異常

は見つかっておりません。また、雨水管路についても、硫化水素ガスの発生確率が低いことから、異常発見の可能性は低いものと考えております。しかし、今回、調査結果に基づく補修が必要となり、その費用が内示額を超える場合ににつきましては、単独での対応となりますことを申し添えておきます。

以上、議案第51号・令和7年度八代市下水道事業会計補正予算・第1号に係る専決処分の報告及びその承認についての説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（橋本幸一君） それでは、以上の部分について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたらよろしくお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） なければ、これより採決いたします。

議案第51号・令和7年度八代市下水道事業会計補正予算・第1号に係る専決処分の報告及びその承認については、承認するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（橋本幸一君） 挙手全員と認め、本案は承認されました。

執行部入れ替わりのため、小会いたします。

（午前10時22分 小会）

（午前10時23分 本会）

◎議案第46号・専決処分の報告及びその承認について（令和6年度八代市下水道事業会計補正予算・第3号）

○委員長（橋本幸一君） 本会に戻します。

次に、議案第46号・令和6年度八代市下水道事業会計補正予算・第3号に係る専決処分の

報告及びその承認についてを議題とし、説明を求めます。

○下水道総務課長（山本康博君） 下水道総務課の山本でございます。着座にて説明をさせていただきます。

○委員長（橋本幸一君） どうぞ。

○下水道総務課長（山本康博君） 議案書の11ページをお願いいたします。

議案第46号につきましては、令和7年3月26日に専決処分を行いました令和6年度八代市下水道事業会計補正予算・第3号について、報告と、その承認を求めるものでございます。

中身の説明に入ります前に、まず、概要について説明いたします。右肩に、委員会資料、令和7年6月18日、建設環境委員会、議案第46号、建設部下水道総務課とあります委員会資料の2ページを御覧ください。

今回の補正は、令和5年度消費税の申告内容に誤りがあったため、修正申告に基づいて算出した差額を返納し、これに伴う延滞税を納付するために行ったものでございます。

本市下水道事業会計では、令和5年度から、維持管理について、一般会計から移管された浄化槽汚泥処理施設の維持管理及び汚水処理に係る費用について、負担金として一般会計から受け入れております。当該負担金については、消費税の申告上、特定収入として報告を行わなければならないところ、これが漏れていたことが判明したため、修正申告を行い、これに伴い生じた消費税還付金の差額の返納と延滞税の納付を早急に行うため、専決処分を行ったものでございます。

それでは、補正予算書の15ページをお願いいたします。

第2条の収益的収入及び支出では、第1款・下水道事業費用、第2項・営業外費用で18万7000円。第3項・特別損失で1034万4000円を追加し、下水道事業費用の補正後の

総額を34億629万2000円としております。

次の17ページから23ページにつきましては、説明を割愛させていただきます。

24ページをお願いいたします。

収益的支出の補正予算明細でございます。

支出のうち、款1・下水道事業費用、項2・営業外費用、目2・雑支出では、延滞税として18万7000円を追加し、項3・特別損失、目2・過年度損益修正損では、修正申告に伴い生じた消費税還付金の返納額として1034万4000円を追加しております。

以上、議案第46号・令和6年度八代市下水道事業会計補正予算・第3号に係る専決処分の報告及びその承認についての説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（橋本幸一君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（堀 徹男君） 説明資料の概要の部分と、経緯の部分いただいたんですけど、結果的に延滞税を支出せないかんということになっているということで、貴重な利用者の方の収入から出すということになるわけですね。

その観点からいくと、令和6年6月に行った申告では、これが漏れていたというふうにさらっと書いてあつとですけど、そもそも、その漏れた理由というのが、経緯の説明の中であるような、特定収入としてね、報告をせねばならなかったということが、その担当の方が御存じなかったということなのかなあ、その税務のシステムの理解度上ですね。その、これが漏れていた理由を知りたいですけど。なぜ漏れたのか。

○下水道総務課主幹兼経営係長（中尾賢太君）

下水道総務課の中尾でございます。着座にて説明させていただきます。

今回、特定収入として漏れた理由ということでございますけれども、特定収入として、まず今回の負担金を報告しなければならないとい

うことについて、担当者の認識はございました。しないといけないというところではあったんですけども、今回発生しました負担金について、こちらの説明で、令和5年度から移管した浄化槽汚泥処理施設の維持管理及び污水处理に係る負担金というところだったというところでございますけれども、消費税の報告としましては、令和6年度から初めて報告するようなものであったということでございまして、それを報告しなければならないという認識はあったんですけども、消費税の申告の書類上でございますが、その中で複雑な計算をしていく中で、そこに数字を挙げたつもりが、結果の中に反映できていなかったというところで、今回の漏れが生じたというところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○委員（堀 徹男君） 後で意見で。

あ、ちょっと待ってくださいね。じゃあ質問とすればですね、税金の申告なんて非常に難しいですよね、複雑で。よほどのプロフェッショナルでもない限り、パーフェクトに税の申告ができるというのは、なかなか難しいと思うんですよ。そういった専門の担当される経理の方は、どれくらい深く学んでいる方がいらっしゃるんですかね。皆さん、一般職の方々が、たまたま下水道総務課で、こういった会計を扱うことになったのかなと思うんですけれど。

○下水道総務課主幹兼経営係長（中尾賢太君）

この業務に携わる担当者としてしましては、税の専門というわけではなくて、下水道総務課のほう、こちらの係に配属された者が勉強しながら、報告をしていくというところでございます。

今回報告した担当としてしましては、担当係に配属されまして2年目というところで、そういった職員が担当したというところでございます。

以上です。

○委員長（橋本幸一君） よろしいですか。

○委員（堀 徹男君） はい。

○委員長（橋本幸一君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） 以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

○委員（堀 徹男君） 結果的に、延滞税というのはもうペナルティなんですよ。それ、貴重な収入から出すことになるので、今伺ったような、経緯は理解しましたので、今後、再発のないように、しっかりとダブルチェックなり会計の専門の方に伺うなりしていただければと思います。

○委員長（橋本幸一君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） なければ、これより採決いたします。

議案第46号・令和6年度八代市下水道事業会計補正予算・第3号に係る専決処分の報告及びその承認については、承認するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（橋本幸一君） 挙手全員と認め、本案は承認されました。

◎議案第60号・八代市下水道条例等の一部改正について

○委員長（橋本幸一君） 次に、条例議案の審査に入ります。

議案第60号・八代市下水道条例等の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

○下水道総務課長（山本康博君） 下水道総務課の山本でございます。引き続きよろしくお願いいたします。着座にて説明をさせていただきます。

○委員長（橋本幸一君） どうぞ。

○下水道総務課長（山本康博君） 議案第60号・八代市下水道条例等の一部改正について説

明いたします。

議案書は101ページ、102ページになります。

今回の改正につきましては、下水道法第25条に基づき、公共下水道の設置や管理に関し、都道府県、市区町村が条例で定める際に必要となる事項を、国が技術的に助言するために定めた標準下水道条例が改正されたことに伴い、同条例を引用しております八代市下水道条例、八代市農業集落排水処理施設条例及び八代市公共浄化槽条例を改正するものです。

改正の内容といたしましては、令和6年1月に発生した能登半島地震では、多くの家屋で排水設備等が破損したことや、指定工事店自身も被災したことにより、排水設備等の新設等の工事を行うことができる指定工事店が不足したことから、災害その他の非常の場合において、八代市長が、他の市町村長の指定を受けた指定工事店に工事を行わせる必要があると認めるときは、他の市町村長の指定を受けた指定工事店であっても工事を行わせることを可能とするものです。

以上、議案第60号・八代市下水道条例等の一部改正についての説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（橋本幸一君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） なければ、これより採決いたします。

議案第60号・八代市下水道条例等の一部改正については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○委員長(橋本幸一君) 挙手全員と認め、本
案は原案のとおり可決されました。

小会いたします。

(午前10時34分 小会)

(午前10時35分 本会)

◎陳情第4号・有料ごみ袋の価格引き下げにつ
いて

○委員長(橋本幸一君) 本会に戻します。

次に、請願・陳情の審査に入ります。

今回、当委員会に付託となっておりますのは、
新規の陳情1件です。

それでは、陳情第4号・有料ごみ袋の価格引
き下げについてを議題といたします。

要旨は文書表のとおりですが、念のため書記
に朗読いたさせます。

(書記、朗読)

○委員長(橋本幸一君) 参考資料は文書表に
記載のとおりとなっておりますので、そちらを
御確認ください。

陳情についての御意見等ございませんか。

○委員(橋本貴喜君) 執行部の説明を求めた
いと思います。

○委員長(橋本幸一君) ただいま、本件に関
して執行部に説明を求めるとの意見が出ました
が、本件について執行部から説明を求めること
に御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(橋本幸一君) 御異議なしと認め、
執行部に説明を求めることといたします。

小会いたします。

(午前10時37分 小会)

(午前10時41分 本会)

○委員長(橋本幸一君) 本会に戻します。

それでは、本件に関し、執行部からの説明を
求めます。

○委員(橋本貴喜君) 本市が、この価格であ
る根拠という部分と、ほかの都市と比較して、
こういったところがその根拠になっているのか
ということを、全般的にお聞かせ願いたいと思
います。

○循環社会推進課長(古田和弘君) まず、有
料指定袋の今の現状の根拠でございますが、ま
ず、この本市の有料指定袋につきましては、平
成11年度から導入しておりまして、現在、約
25年が経過しております。

料金につきましては、平成11年度から改定
は行っておりませんが、根拠となりました理由
につきましては、まず、導入当初のごみ処理原
価が約1キログラム当たり18円ということで
報告が上がっておりまして、大体、大袋が8キ
ロぐらい、当時入れるという仮定で想定してあ
りまして、8キロの18円、約150円ですね、
ごみ処理原価が大袋であれば150円かかるこ
とでございましたので、その3分の1に
当たる約50円、大袋、今現在50円なんです
が、50円をまず根拠の設定としてあるところ
でございます。

続きまして、県内との比較でございますが、
この陳情書に記載のとおりですね、県内であれ
ば一番高い金額の設定となっておりますのでご
ざいます。

なお、全国の平均と比べますと、おおむね全
国平均が約45円、大袋でなっておりますので、
ほぼ全国平均並みということで、金額のほうは
設定されております。

以上でございます。

○委員長(橋本幸一君) 以上の部分について、
質疑、御意見等はございませんか。

○委員(堀 徹男君) 少し質疑させていただ
いていいですか。

○委員長(橋本幸一君) どうぞ。

○委員(堀 徹男君) まず、質疑に入る前に、
陳情をされた方々の願意をできるだけ酌み取る

というのは、我々議会、議員の仕事であるというのと同時にですね、市全体のごみ行政にかかるコストというようなものを把握して俯瞰で見るのも我々の仕事であるという前提で、質問させていただきたいと思います。

今、価格設定の根拠は、当時ね、平成11年からということで伺いました。これは燃えるごみだけの処理コストというふうに、今捉えたところなんですけど、本市では、ほかにも資源物であったりとか、資源に回せない埋立てごみにかかるコストも、総じてごみ行政のコストとしてかかっているわけですね。

他市との比較の中で、燃えるごみの袋の有料金額というのを比較するだけにとどまらず、ごみの処理コストという観点から見た場合に、本市での資源物、それから埋立てごみにかかっているコスト回収というのが、今のところないのかな、有料でやっているところがですね、本市としては。資源回収も無料ですよ、資源回収に出せば。

トータルで、ごみの処分費にかかるコストというのが、全体像で考えなきゃいけないのかなと思うんですけど、他市ではね、その資源だったり不燃物だったりも有料袋で出されているところもあるというふうに聞いています。

そういった、本市でのごみ処理コストの全体像という形でも説明をしていただけないかなと思うんですけどね。

○循環社会推進課長（古田和弘君） まず、本市の処理コストという点で御説明させていただきます。

大きく廃棄物につきましては、燃えるごみと燃えないごみという2種類に分かれておりまして、燃えないごみにつきましても、一部のものにつきましては、資源物として回収を行っているところでございます。

もう分かりやすく説明するために、10キロ単位での金額の説明ということで申し上げたい

と思いますが。

まず、可燃ごみにつきましては、おおむね10キロ当たり、現在、ごみの収集や環境センターの管理運営費等のコストも、10キロ当たりで換算しますと約200円となっております。この金額につきましては、施設の減価償却費などの決算額に表れない金額については含めておりません。おおむね可燃ごみについては200円かかっておりまして、大袋を例に挙げますと、大袋、先ほど50円の設定と申し上げましたが、実際、ごみ袋の金額につきましては、ごみ袋本体の金額に処理手数料の一部を市民の皆様をお願いしているという形で金額のほうを設定しているところなんですけど、一部の市民の負担をどのようにするかによって、金額のほうが大きく自治体ごとによって変わっております。

本市の場合でありますと、平成6年度では、大袋の作製費用と間屋や小売店への販売経費を含めまして約30円、1袋当たりかかっておりますので、可燃ごみの処理経費200円のうち20円が、皆様からごみ袋代として預かった処理手数料を充当しているところでございます。

続きまして、資源物につきまして御説明いたします。

資源物については、皆様、市民の皆様の方の御協力により、缶、瓶などの資源物や、茶わん、陶磁器類などの不燃物につきましても、資源の日の無料回収を行っているところでございます。

委員が先ほど申し上げられましたように、自治体によりましては、そういった不燃物や資源物にも有料指定袋を導入し、市民負担をお願いしている自治体もございまして、そういった金額の設定や、ごみの種類につきましては、自治体の置かれております状況により様々であるのが実情でございます。

先ほど、可燃ごみを200円と申し上げましたが、資源物まで含めまして、おおむね10キロ当たり300円というふうに、今、計算では

なっております。

以上で、お答えといたします。

○委員長（橋本幸一君） よろしいですか。

○委員（堀 徹男君） はい。

○委員長（橋本幸一君） ほかによろしいですか。

○委員（山本幸廣君） 今、課長の説明の中で、この陳情された方の、八代市植柳元町の森山さんという方なんですけども、有料ごみ袋の価格の引下げということで、陳情の第4号の中で、私も目を通したんですが、要は、その要旨の中で、本市の有料ごみ袋の価格は熊本県内の他市または人口が本市と同規模の市と比較して高額であるということを、はっきり言って陳情の中で、強くうたわれておるわけですね。

その中で、参考資料として、八代市の人口が12万の中で、八代市と熊本市と宇土市、宇土市は八代市の人口より四、五万ぐらい少ないんですけども、その中で、その種類からずっと見てみますと、先ほど課長が言われたように、熊本県内では高いと、あなたは説明されたね。全国的には平均の価格であるということ为先ほど説明された。じゃあ、高いならばどうするかということで、この陳情された方、市民の方ですね、意向というのは見直しを、私は本委員として見直しをすべきだと思います。

なぜ見直しかということ、それは熊本県では高いという中でも、高額という言葉があるように500円ですよ。そうすると、宇土市は350円じゃないですか。いろんな条件があろうが、有料袋という、これに問いかけておられるわけだから。これについては、市としては全体的に考えなきゃいけないと思うんですけども。他市より高いとなったならば、それは、私は見直すべき、平成11年から見直しを全然してないという、こういう中で、いろんな方々から、私の家内も含めてですけども、有料袋が高か高かということは、本当市民の方々から、どこからで

も聞きますよ。そういう中で、わざわざ、こういう陳情してこられたことについては、これこそ立ち止まって考えるというのが、私は執行部としては、市としては大事じゃなかろうかなと、そのように思いますが、いかがですか。

○循環社会推進課長（古田和弘君） 先ほど説明の中に、ごみ袋の制度の導入意義というのを、私が付け加えておりませんでしたので、御説明いたします。

まず、導入の目的が主に2つございます。

1つが、家庭ごみの減量化とリサイクルの推進につなげることでございます。

当然、ごみ袋の金額、これは一般的な環境省が出した資料から見たところなんですけど、ごみ袋の金額に比例して、ごみの減量化が進むと言われております。

また、2つ目の導入意義でございますが、こちらは、ごみの排出量に応じたごみ処理費用の負担の公平性を図ること。

これはどういうことかと言いますと、やはりごみ処理につきましては、当然、多額な金額がかかっております。その金額につきましては、主に市民の皆様の税金により負担しているところでございます。しかしながら、この金額について、あまり差がないということであれば、ごみの減量化に努められる人、努められない人の負担の公平性が図ることにはつながらないと考えております。

また、1袋10枚入りで500円となっておりますが、1袋当たり50円でございます。10キロ当たりですね。昨年10月から、一般ごみの持込み処理手数料、値上げのほうを、委員会のほうでお願いしてるところですが、そちらは100円から150円に値上げをさせていただいております。この陳情書にある宇土市、ごみ処理手数料につきましては、10キロ当たり200円でございます。

このように、自治体ごとに、どのごみ処理の、

どういった方法で市民負担を求めるかというのは自治体の判断になりますので、当然、ゴミ袋を値下げするというのであれば、その分、市民の皆様の一般財源も使うということにつながるということでございます。

以上でございます。

○委員（山本幸廣君） そのね、相対的な理由というのは、私たちはもう既に理解しとるわけよ。けども、この陳情というのは、何で陳情されたのかということなの。有料袋だけのことなんですよ。

私は、有料袋というのは、それは軽減に努力せないかんと思うんですよ。それは何回も言ったことがありますよね、私は。じゃあはっきり言って、有料ゴミ袋についてから、もう少し値下げしなさいよって何回も言ったことがありますよ。そりゃ努力は、はっきり言って製造元も努力をせないかんわけですから。それはそういうところじゃなくてから、どこからでもまた、今米問題と一緒にじゃないですか。どっからでもやっぱり安いところから仕入れてくる。そういうのは、やっぱり検討する必要があるんじゃないだろうかというのは私は聞きたいんですよ。

相対的にはね、やっぱり市民から、それはもうはっきり言って一般財源、市民の方々、税金、血税の中で対応しているわけですから。けども、有料ゴミ袋といったときには、私は努力し、それは市としても考えていかなきゃいけないと思うんですよ。

○委員長（橋本幸一君） 小会したいと思います。

（午前10時53分 小会）

（午前11時05分 本会）

○委員長（橋本幸一君） 本会に戻します。

それでは、何か皆さん質問、質疑等ございませんか。

○委員（堀 徹男君） やっぱり、もう少しで

すね、議論を深くして、市のスタンスとかというのを確認していく作業が必要だろうと思います。

先ほども私は質問の弁から、ゴミ処理に対するですね、コスト全般を聞いて、それから意義というのもしお答えいただきましたよね。

やっぱり一番大事なのは、この価格設定をしているという、本市のゴミ行政に対するですね、スタンスが明確じゃないといけないと思うんですよね。陳情者の方は、他市と比べてね、下げてくださいというのは、おっしゃるのは分かります。確かに高いと言われれば高いかもしれないし。ただ、全体的なコストを考えて、その引下げに対する同意を賛同するのかもしれないのかという議論の場だと思うんですよ。

そこで我々が確認したいのは、この500円が高いのか、いやいやそうじゃないよという、市としてのごみ行政に対するスタンス、そこをはっきり確認させていただきたいと思います。

○循環社会推進課長（古田和弘君） 本市のごみ処理行政に対するスタンスということでございますが、今、金額のほうも、先ほど、県内では500円は高いというふうにお伝えしておりますが、私たち執行部としての考えとしては、先ほども申し上げましたように、ごみ処理原価、可燃ごみだけであれば10キロ当たり200円かかっておるところでございます。

また、本市につきましては、ごみ減量化も図り、将来的なゼロカーボンシティを目指す上でもですね、必ずこのごみ減量化には努める必要があると考えております。

そのため本市では、毎年、生ごみの減量化ということで、生ごみ処理機の設定補助金やコンポストの購入費用について、助成金を支給することで、生ごみの減量化をお願いしているところでございますが、引き続き、申し訳ございませんが、この金額につきましては、私たちとしては、もう妥当な金額と考えておりますので、

継続的に、この金額設定でお願いできればと考えております。

以上でございます。

○委員長（橋本幸一君） ほかに。

○委員（山本幸廣君） 私は、今後、この陳情された方に対しては、自分なりに、先ほどは小会の時にも課長からも説明をいただいたんですけども、要は有料のごみ袋に対するね、はっきり言って、値下げをしていただきたい、引下げをしていただきたいという、その陳情なんですよ。今言われたように、総合的に八代市のごみ問題についてはですね、課長が言われたその問題も含めて私は理解をしています。

ただ、他市と比べた中で、課長が冒頭説明されたように県内では高いと、有料ごみ袋については。全国的には平均ということ言われたですね。その中で、執行部に聞きたいんですけども、500円と350円で150円の差、それをもし引き下げた場合の、その額というのはどれぐらいになりますか。聞かせてください。

○循環社会推進課長（古田和弘君） 今、年間のごみ袋の販売収入がですね、約2億円ほどございます。2億円が販売収入でございます。仮に500円を350円、約30%削減した場合、1億4000万円ほどの販売収入となりまして、実際ごみ袋の作製費用が1億2000万円ほどかかっておりますので、ごみ袋の販売分の黒字額といいますか、ごみ処理費用に充てる金額というのが、今現在の金額から、7000万円から1000万円ぐらい下がってくると。販売収入が6000万円ぐらい下がるという見込みになります。

以上でございます。

○委員（山本幸廣君） 金額的に60億円とかね、6億円とかいう問題じゃないわけでしょう。ですね。八代市の今までの、いろんなソフトなりハードなりのことを考えたときに、事業を進めた中で、市民の方々が、その6000万円あ

たりの予算ですよ、もう本当に真剣に議論する、私は必要ないような気がしてならない。何十億円も何百億円もかけたいろんな事業に対してもね、市民が本当に有料ごみ袋というのを、やはり他市と同様な引下げをしてほしいという、そういう私は陳情だと思うんですよ。それについては、やっぱり八代市の財政、そしてごみの減量化も含めて、執行部は、課長が説明されたんですけども。

ごみの減量化とは、市民に減量化を求めているんでしょうが。努力されていると、誰でもが、この人がはっきり言って減量化に反対とか何か言っておられる方じゃないと思いますよ。もうそういうことを考えた中で、私はこの今の6000万円、数字言われたような引下げ額というのをね、検討すれば、私は引き下げてやっていいというふうな考えです。

○委員（堀 徹男君） ごみ袋をですね、単価を引き下げるということで、それも下げればね、その分のコスト負担はどこかに生じるわけですから、それも当然一般財源から出ると。同じ税金がそこに投資されるわけですよ。総じたわけで、500円の設定というのが、本市のスタンスとしては、もう受け止めなければいけないということで今お伺いしましたので、あとお尋ねするとしたら、他市の状況等も含めてね、本市では、例えば熊本市、宇土市以外のごみ袋で幾らぐらい、同じような45リットル入りで500円相当の値段を取られているところがあるのかなとか。高い低いで言えば、高いところもあるんじゃないかなと思うんですけど、何かそういうデータをお持ちですか。

○循環社会推進課長（古田和弘君） 先ほど熊本市の話が出ましたが、熊本市につきましては、本市では無料回収を行っております茶わん、ガラスや小型家電についても、同じ金額で有料指定袋を購入して、資源の収集日に出すということで、負担のほうが、当然2種類の袋を買う必

要がございまして、八代市の方よりも、トータルでどうなるかは分かりませんが、負担が生じているというのは事実でございまして。

本市としましては、可燃ごみの袋につきましては県内では高いという金額でございまして、市民の皆様が分別に御協力していただくことで、資源の日に、多くの廃棄物について無料で回収を行う、つまり無料で回収を行うということはその分、皆様方の税金を使わせていただきまして廃棄物の処理に努めているところでございまして、負担につきましては、自治体で本当にどの所にお金を投入するか、市民の負担をお願いするかということで違ってまいりますので、そこら辺はもう実情に応じた対応ということになっております。

また、先ほど金額、袋につきまして、3割安くすると6000万円という減額になりますが、私個人的な考えでございまして、金額の問題ではないと思います。

6000万円というのは八代市の予算規模からいきますと、本当もう僅かな金額でございまして、皆様がきちんと、この有料指定袋の意義を意識していただきまして、ごみの減量化、資源化につなげていただくことが一番大事なことであると思いますので、金額につきまして、御理解のほどお願いできればと思っております。

以上です。

○委員（山本幸廣君） あなたが言うね、私は個人的にはという言葉というのは、このような委員会では発言しないでください。

これがですね、陳情に対する、左右するような、あなたの言葉というのはね、大変な今のは失言と言うといかんけども、それは個人的なことを、お願いしますって、これ委員会で言う、初めてよ、執行部の課長がそういう発言したというのは。それはね、課長がね、そういうことを言われれば、私たちは議会として、まだ言わなきゃいけない。

そりゃ我々は、やっぱり八代市の財政を見て、市民の方々が八代市に住んでよかったのと、やはりごみ問題、減量化が進んで、ごみ問題についても大変高い評価を得ると、そういう市民の声を代弁しながら、私たちは議員として活動しているんですよ。それは分かったことなんですよ、課長がね、説明したのは。十分理解した上での発言というのは、一つの陳情というのは、有料ごみ袋の値下げをして引下げをしてほしいという陳情なんですよ。検討する、検討はしない、そして今のような個人的な発言の中でね、絶対しませんよと、引下げはという。そういう発言はやめてください。

私としてはね、長い長い議員生活してはいますが、今のはね、初めての発言ですけども。要は、私たちは、これは委員長が整理をしながら議論して、これを了とするかよしとしないかというのを議論するんですよ。後は、もうはっきり言ってから、委員長のその裁量の中で採決を求めていくわけだから。

○委員長（橋本幸一君） よろしいですか。

○委員（山本幸廣君） よろしいですよ。

○委員長（橋本幸一君） ほかに。

○委員（堀 徹男君） 一応、1点、この陳情文の中で、本市の人口約12万のごみ袋の購入価格を熊本市と宇土市と比較をされているのは、参考資料として理解するところなんですけど、その下の、以下八代市人口約12万と人口が同等の市で、水戸市と千葉市と宇都宮市って挙げられているんですけど、これがよく分からないんですよ。これ、陳情文の中でこういった取扱いをすればいいですかね。

○委員長（橋本幸一君） 小会いたします。

（午前11時16分 小会）

（午前11時24分 本会）

○委員長（橋本幸一君） 本会に戻します。

堀委員、先ほどの質問の続きをお願いいたし

ます。

○委員（堀 徹男君） 一応陳情書なので、これをもとにですね、我々も議論を進めていく中で、以下八代市人口約12万人と人口が同等の市ということで、水戸、千葉、宇都宮で挙げたんですけど、人口12万と同等というのは、資料としては不足なので、これは委員会の審議の中では一旦無視した形で進めてはどうかと思うんですけど、それで、皆さんが御不満なればですね、上の表、――。

○委員長（橋本幸一君） これは対象外ということで、皆さんの意見を伺いたいと、それでよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） これはもう参考にしなないということで。

ほかにございませんか。

○委員（橋本貴喜君） 県内の状況というか、八代市、熊本市、宇土市の3市がメインに写っていますけど、八代市が、これだけだと飛び抜けて高いように見えるんですけど、ほかの市の状況というのを何市か、もし八代市に近い状況があるのであれば、お聞かせ願えればと。

○循環社会推進課長（古田和弘君） 八代市とほぼ同額の設定をしてあるところが天草市がございます。天草市も大袋が50円となっております。次に、荒尾市のほうが大袋は47円ですね。この後に、その次の金額が熊本市、宇土市、宇城市の35円、最も安いところが合志市、阿蘇市、菊池市の大袋20円ということで金額のほうとなっております。

そのほか、九州圏内での八代市との同規模人口で比較いたしますと、福岡県のほうが、ある一定の金額が高い設定してありまして、飯塚市、糸島市、筑紫野市、大牟田市辺りは48円から50円という設定となっております。

以上でございます。

○委員長（橋本幸一君） よろしいですか。

○委員（橋本貴喜君） はい。

○委員長（橋本幸一君） ほかにございませんか。

○委員（山本幸廣君） 今、橋本委員からの質問の中で執行部は説明されたんですけども、はっきり言ってから、高いところ安いところ、八代市から見たら安いところは多いですね。安いところはですね。それは事実ですね。そうであればですね、その引下げというのを検討していいんじゃないかなというのが私の考えなんですよ。

それは検討するというものですから、上げなならんはいろんなやっぱその附帯の中で、やっぱ積算をされたりなんかして、市民の方々にいかに理解をしていただくかという、こういう陳情があったんですけども、市民の方々には、ごみの減量化も進めておるし、他市とはこういう状況であったし、やはりうちとしても、今の財政状況としてはというのは理由にならないもんな、財政状況というのは、この金額だったら、予算額だったらですね。だから、説得というか、説明できるような体制を時間をかけて検討していくと。そのようなことを、考えていただければなというふうに思います。

○委員長（橋本幸一君） 意見でよろしいですかね。意見で。質問ですか。

○委員（山本幸廣君） 質問ということ、今、検討してほしいと言うのだから、検討せんと言えられないでいいわけですから、そこらあたりについては、執行部として検討していただきたいと思います。

○委員長（橋本幸一君） ほぼ意見は出つくしたようでございます。ほかに何か質問ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） なければ、この陳情について、いかが取扱いいたしましょうか。そこに入りたいと思います。

○委員（山本幸廣君） 本委員としては、総体的に執行部のいろんな説明いただきましたので、陳情の中での有料ごみ袋の価格の引下げということに対しては、私は賛成をさせていただきたいと、そのように思います。

理由については、先ほどから何回も言っておりますので、検討していただきたいというのを含んでから今言っておりますので、そういうことです。

○委員長（橋本幸一君） ほかに。（「意見ですか」と呼ぶ者あり）いや、この取扱いです。今、採択ということですか、今のこの陳情については。

○委員（山本幸廣君） 賛成です。

○委員長（橋本幸一君） 賛成ということで、採択ちゅうことですね。

○委員（山本幸廣君） 採択はもう、委員長が言ったから採択て言えば採択。これについて、今は賛成です。

○委員長（橋本幸一君） ほかに。

○委員（橋本貴喜君） 私としては、審議未了がいいのかなというふうに思っております。

○委員長（橋本幸一君） ただいま審議未了の案がございましたが。

○委員（堀 徹男君） さんざん議論はしたと。執行部のごみ行政に対する思いも確認したというところで、本来であればね、陳情書の願意を酌んで賛成というのがですね、一番ベストだと、ベターだと思うんですけど、ごみ行政のその全体像としてね、考えるときに、委員としては、このコストはふさわしいのかな、相当なのかなという思いを新たにしたところです。

採択しないでいいという方向性でもいいのかなと思いますけど、今後、その議論があるとするれば継続もあるのかな。いや、橋本委員がおっしゃるように審議未了にするのか。

しかし、審議未了というのは、これだけ議論しておいて審議に至らなかったというのも、な

かなかどうかなというところもあって、次の方々に引き継ぐとすれば継続にするなり、いろんな考えがあると。私、皆さんの考えを聞いてみたいと思うんですけどね、逆に。

○委員（田方芳信君） やっぱり、いろいろお話ありました。確かにごみ袋からいけば、買う側としては安い、そのほうが一番ベターだと思います。それは買う側としてはですね。でも総合的、本当全体的に考えたときには、やはり今の金額は妥当かなと、そういったことでございます。

○委員（友枝和也君） 私も、難しい問題ですけど、啓発とかには今の値段も妥当なのかなという意見です。

○委員長（橋本幸一君） ただいま、賛成と審議未了、それと継続審査という、この今3案が出ておりますが。諮りたいと思いますが、よろしいですか。

○委員（山本幸廣君） 賛成というのではないんですよ。審議未了と継続審査かということでしょう。

○委員長（橋本幸一君） 賛成じゃなかったですか。

○委員（山本幸廣君） 賛成の中でも、委員長、採決するときには結局継続審査なんですよ、私は。

○委員長（橋本幸一君） 継続審査ですね。

○委員（山本幸廣君） 継続審査ですよ。

○委員長（橋本幸一君） じゃあ訂正いたします。

継続審査か審議未了かということで諮りたいと思います。

○委員（堀 徹男君） 確認ですけど、採択はなしというところでいいんですね。審議未了にするか継続審査を諮るという。

○委員長（橋本幸一君） 今の意見では、どちらかです。

それでは、ただいま継続審査を求める意見と

審議未了を求める意見がありますので、まず継続審査についてお諮りいたします。

採決は挙手により行いますが、挙手しない者は反対とみなします。

本陳情については、継続審査とするに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○委員長(橋本幸一君) 挙手少数と認め、本件は継続審査としないことに決しました。

それでは採決いたします。採決は挙手により行いますが、挙手しない者は反対とみなします。

それでは、本陳情については、閉会中継続審査の申出をしないこと並びに結論を得るに至らなかったこと、すなわち審議未了とするに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○委員長(橋本幸一君) 挙手多数と認め、本件は審議未了とすることに決しました。

執行部は退室願います。

小会いたします。

(午前 11 時 35 分 小会)

(午前 11 時 36 分 本会)

○委員長(橋本幸一君) 本会に戻します。

以上で、付託されました案件の審査は全部終了いたしました。

お諮りいたします。

委員会報告書及び委員長報告の作成については、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(橋本幸一君) 御異議なしと認め、そのように決しました。

◎所管事務調査

- ・都市計画・建設工事に関する諸問題の調査
- ・生活環境に関する諸問題の調査

○委員長(橋本幸一君) 次に、当委員会の所管事務調査 2 件を一括議題とし、調査を進めます。

当委員会の所管事務調査について、何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(橋本幸一君) なければ、以上で所管事務調査 2 件についての調査を終了いたします。

次に、閉会中の継続審査及び調査の件についてお諮りいたします。

当委員会の所管事務調査 2 件については、なお調査を要すると思いますので、引き続き閉会中の継続調査の申出をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(橋本幸一君) 御異議なしと認め、そのように決しました。

以上で、本日の委員会の日程は全部終了いたしました。

これをもって建設環境委員会を散会いたします。

(午前 11 時 37 分 閉会)

八代市議会委員会条例第 30 条第 1 項の規定により署名する。

令和 7 年 6 月 18 日

建設環境委員会

委員長